

LCIA

SOFTICシンポジウム 2002

「IT時代の紛争解決メカニズム」

東京 - 2002年11月15日

(LCIA)ロンドン国際仲裁判断所 (LCIA) の見解

新LCIAの概略

国際的信用

- 「旧と新」
- 世界的に「LCIA」として認識されている
- 世界全体での運営
- 現在の規則は1998年1月に導入

新LCIAの概略

組織

- 会社
- 仲裁法廷
- 事務局

新LCIAの概略

会社

- 非営利
- 有限責任保証会社
- 仲裁事業の発展に関与
- ケースワークの管理には積極的役割をもたない

新LCIAの概略

仲裁法廷

- 35名 - 多くの法域
- 規則の適切な適用に対する最終的な権限
- 主な機能：
 - 仲裁人の指名
 - 忌避に対する判断
 - 費用の管理
- 仲裁判断のLCIA法廷による審査はない

新LCIAの概略

事務局

- 国際紛争解決センター（IDRC）に設置 (IDRC)
- 主な機能、ケースワークの管理 - LCIAおよび
- 教育機能も
- 利用者会議の役割

新LCIAの概略

柔軟な管理

- コンピューター監視 / 変化しうる管理のレベル
- アクセス容易な事務局
- LCIAおよびLCIA以外の照会に対する継続的な助言とサポート・サービス

新LCIAの概略

幅広い管理サービス

- UNCITRAL（指名だけではない管理）
- 「アド・ホック」
- 個別 / 特別仕立て（起草も）
- 世界全体

新LCIAの概略

場所

- ロンドンをベースに。世界のどの場所での管理にとっても障害とならない。
- 金融および商業の中心としてのロンドンの重要性
- 仲裁およびADRについての豊富な専門知識 - 所在地として、または審理のためのみ

新LCIAの概略

1996年の英国仲裁法

- 柔軟性と当事者による支配を保証
- 制度的規則を支持
- 仲裁判断は、非常に限定された根拠でのみ異議申し立てができる

実質的な裁判権の欠如

深刻な手続き上の問題

新LCIAの概略

仲裁のケースワーク

- 幅広い対象
- 幅広い国籍

新LCIAの概略

料金

- 対象金額には基づかない
- 登録手数料1500ポンド
- 事務局と仲裁人に対して時間料金
- 当事者は預託金に対して利子を得られる
- 未使用の預託金は返金される
- 透明性

新LCIAの概略

調停手続

- 1999年に導入
- 「ワンストップ・シヨップ（仲裁 + 調停）」

紛争条項の選択

- 利用者が決める紛争解決手続
- 選択肢の増加
- 執行力、中立性、機密保持、費用効果、速度
- 柔軟性も考える

紛争条項の選択

選択肢

- 早期中立評価
- 紛争審査委員会
- 専門家の判断
- 調停
- 判定
- 仲裁
- 訴訟
- これらの組合せ

紛争条項の選択

基準

- 拘束力のある決定が必要か（執行 / 保険）
- 専門家の意見は十分か
- 時間は必須の要素か
- 調査はどの程度必要か
- 手続はプロジェクトの跡を追うべきか
- 契約 / その当事者の数はどれほどか

管理された仲裁オプション

起草の確実さ

- 場所を問わず、立証済みの条件のセット
- 不確実さの範囲の小ささ、遅れる機会の少な
さ
- 「アド・ホック」条項は不十分、あるいは過
度に複雑でありうる

管理された仲裁オプション

基本への配慮

- 仲裁人指名のメカニズムと期間
- 仲裁人に対する忌避の判断
- 場所と言語の標準規定
- 暫定措置と保全措置
- 費用の管理

管理された仲裁オプション

裁判所に依存せずに・・・

- 手続法がこれらについて定めていることがある
- しかし手続上の行詰まりごとに裁判所の裁判権を惹起するのは、時間と費用がかかる
- 裁判所が介入すると機密が保持できなくなる

管理された仲裁オプション

専門家による管理

- 専門家による管理サービス。「アド・ホック」仲裁ではしばしば十分に提供できない

管理された仲裁オプション

費用効果的な管理

- 「アド・ホック」仲裁はそれ自体では動かない
- 機関の費用が加わる
- しかし機会損失や費用を節約できる（当事者、仲裁人、弁護士）
- 専門家による、より効率がよく費用効果的な管理

管理された仲裁オプション

管理された費用

- 管理サービスおよび仲裁人の料金の枠組み

管理された仲裁オプション

資金の管理

- 確実に独立した資金保有者としての機関
- 当事者の口座には利子が発生

管理された仲裁オプション

状況を見る

- 和解協議の強制 / 具体化
- 誠実を立証する最も早く廉価な方法

管理された仲裁オプション

仲裁人についての知識

- 最善の仲裁人についての詳しい知識およびアクセス
- より大きな才能と専門知識のプール

管理された仲裁オプション

プロセス進行の維持

- プロセスをモニターする
- 当事者、弁護士および仲裁人にサポートを提供する
- 折々の賢明な注意を提供する
- 非公式な相談

管理された仲裁オプション

関係のバランス

- 紛争の両当事者
- 知識と経験の不平等
- 適正なプロセスの保証
- プロセスと結果の保護

管理された仲裁オプション

「アド・ホック」は訴訟の物まねとなりがち

- 「アド・ホック」は裁判所を模倣する？
- 機関は、別個の文化と手続を提供する

管理された仲裁オプション

機関の肩書

- より大きな敬意？
- より大きな重み？
- より大きな信頼？

管理された仲裁オプション

恒久的な情報サービス

- 機関は、単に「怒り」で使用するためのものではない
- 情報とサポートの恒久的な提供

LCIA規則

仲裁の開始（第1条）

- 迅速かつ低費用
- 簡単な仲裁の要請
- 紛争の説明は後で
- 「状況をみる」

LCIA規則

答弁（第2条）

- 要求への簡単な回答
- 強制ではない
- 抗弁書 / 反対請求は後で

LCIA規則

3人以上の当事者（第8条）

- 共同原告は、1つの要求を提出し、1名の仲裁人を指名することで、自身を一当事者として提示できる
- 共同被告は、利害の共通性を否定し、共同で1名の仲裁人を指名することに反対することができる
- その場合、LCIA裁判所は指名に関係なく仲裁人を任命する

LCIA規則

仲裁法廷の迅速な結成（第9条）

- 「例外的な緊急性」がある場合の迅速な任命
- 緊急差止命令の申立においてしばしば利用される

LCIA規則

仲裁人の忌避（第10条）

- グローバリゼーションは、より頻繁な争いを意味する
- 機関の重要な役割

LCIA規則

過半数により手続を継続する権限（第12条）

- 1名の仲裁人が参加を拒否した場合、その人を除く残りの2名で仲裁判断を下すことができる

LCIA規則

仲裁法廷の追加の権限（第22条）

- 有用かつ幅広い権限のチェック・リスト
- 第22.1条（h） - 併合

LCIA規則

暫定措置および保全措置（第25条）

- 暫定的救済に対する権限の幅
- 第25.1条（c）は、仲裁判断において決定することができるいかなることでも、暫定的に命令する権限を与える

LCIA規則

仲裁判断（第26条）

- 審査なし / 遅れなし

LCIA規則

仲裁判断の修正（第27条）

- 誤記の修正のみではない
- 仲裁法廷が問題を見逃していた場合には、追加の仲裁判断もある

LCIA規則

仲裁費用および弁護士費用（第28条）

- 仲裁費用はLCIA裁判所が決定する
- 透明な計算

LCIA規則

機密保持（第30条）

- 機密保持の原則が、LCIA規則において明示的に定められている